

令和8年6月15日

各府省所管団体 御中

国税庁長官官房参事官（納税者サービスPT）
総務省自治税務局市町村税課長

令和9年1月以降の給与所得の源泉徴収票の提出方法の改正に係るリーフレットについて（依頼）

平素より、税務行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

先般、令和8年3月25日付「令和9年1月以降の給与所得の源泉徴収票の提出方法の改正に係る周知について（依頼）」において、リーフレットを新たに作成し国税庁ホームページに掲載する旨ご案内しておりましたところ、別添のとおり、リーフレットを新たに作成し、下記のとおり、掲載いたします。

つきましては、貴会の会報誌やホームページへ掲載いただくなど、会員の皆様に改めて周知いただきますようご協力をお願い申し上げます。

記

掲載先URL	https://www.nta.go.jp/users/gensen/hotei/index/minashi.htm
掲載予定日	令和8年6月15日（月）
二次元コード	

【連絡先】

「制度改正（源泉徴収票のみなし提出の特例）の概要について」

国税庁長官官房企画課納税者サービスPT

担当：松葉・関合

myna_jyohorenkei@nta.go.jp

「支払報告書について」

総務省自治税務局市町村税課

担当：岡田・大上

shizei3@soumu.go.jp